

VII 全選抜共通事項

1 出願・受験等に関する注意事項等について

本学に出願を希望する者で、身体等に障がいがあり、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、次により本学へ事前相談の申請を行う必要があります。

なお、不明な点又は事前相談の締切日までに申請することができない場合には事前相談担当まで相談してください。

事前相談担当：アドミッションセンター（入試課） TEL048-858-3036（平日 9時～17時）

（1）申請方法

申請する場合は、簡易書留郵便として、「受験上及び修学上の配慮申請書類在中」と封筒に朱書きの上、次の該当する①～③を【〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255 埼玉大学学務部入試課】あてに提出してください。

提出された書類に基づき、本学関係者で検討を行います。ただし、検討の過程において、本人、保護者又は出身学校関係者へ照会する場合があります。

①	<u>令和5年度埼玉大学入学者選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書</u> （本学所定の用紙） 申請用紙は、学務部入試課の窓口で直接受け取るか、埼玉大学ホームページからダウンロードして入手してください。（ http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/exam_info/consultation/hairyo-shinsei.pdf ）
②	<u>医師の診断書</u> （障がいの程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの） 発行後6ヶ月以内の原本又は大学入学共通テストにおいて受験上の配慮を申請していく、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、大学入試センターに提出した医師の診断書の写しを提出してもよいです。
③	<u>受験上の配慮事項決定通知書</u> 大学入学共通テストにおいて、受験上の配慮を申請して認められた場合、大学入試センターより「受験上の配慮事項決定通知書」が送付されます。埼玉大学に事前相談を申請する際は、その通知書の写しを提出してください。

（2）申請書提出時期

令和4年12月14日（水）から令和4年12月27日（火）までに申請してください。

障がいの程度が重度な場合には対応の検討に時間を要することもあります。その場合にはできるだけ早めに申請してください。

なお、上記の締切日以降を過ぎた時点で申請した場合は、出願受付期間前に回答することができないことがあります。その場合には、要望事項等への回答が来る前であっても出願受付期間内に出願する必要があるため、出願後に希望した措置の可否が通知されることになります。（出願受付期間を延長することはできません。）

（3）申請受付後の回答日

出願受付期間開始日の前日（予定）

提出された書類を元に、ご希望の措置が実施できるか本学関係者が検討を行い、支障がないことを確認した時点で、事前相談申請書に記載されている住所あてに、回答文書を郵送します。そのため、上記の回答日はあくまで予定日となります。

（4）出願時の手続

- ① この申請で受験許可を得た者は、出願書類を郵送後、その旨を上記の事前相談担当に電話連絡してください。
- ② この申請で受験許可を得た者が、出願を辞退、又は出願したが受験しない場合は、速やかに上記の事前相談担当に電話連絡するとともに、電子メール又は郵便で通知してください。

2 併願校の記載について

本学では、今後の入学試験の方法等の改善の資料とするため、併願校の記載を求めるが、個々人の合否判定の資料には使用しません。

3 受験にあたっての注意事項

- (1) 試験場については、埼玉大学を予定していますが、出願状況によっては近隣の学外試験場で実施することがあります。試験場の所在地、道順等について受験票と同時にダウンロードする「受験案内」等により通知するので特に注意してください。
- (2) 一般選抜志願者は、試験当日、大学入学共通テスト受験票も必ず持参してください。
- (3) 試験に関する諸注意事項は、受験票と同時に送付する「受験案内」等及び試験当日の各試験場での掲示により知らせます。
- (4) 提出書類のうち外国語により作成されているものは、日本語の訳文を必ず添付してください。
- (5) **問い合わせは、原則として志願者本人が行ってください。なお、本要項の記載に関する以外の問い合わせには応じません。**
- (6) 提出書類の記載事項と事実が相違していることが判明した場合には、本学が行う学力検査等の受験を許可しないことがあります。また、入学後でも入学を取り消すことがあります。

4 欠員補充

(1) 追加合格

入学手続締切期日後、欠員が生じた場合の追加合格者は令和5年3月28日（火）以降に通知します。

※電話による合否結果の問い合わせには一切応じません。

本学への入学を辞退した者は当該学部・学科の追加合格者の対象となりません。

他の国公立大学に合格しなかった者及び合格したが入学を辞退した者のうち、該当者に電話又は電子郵便により通知します。

(2) 欠員補充第2次募集

追加合格によっても募集人員に満たない場合、「欠員補充第2次募集」を実施する場合があります。この募集の出願は、令和5年3月23日（木）の時点でいざれの国公立大学にも合格していない者及び、同時点で国公立大学に合格していたが、この募集の出願時にいざれの国公立大学にも入学手続を行っていない者に限られます。なお、欠員補充第2次募集への出願は、一つの大学・学部に限られます。

また、この第2次募集に出願後、他の国公立大学へ入学手続を行った場合は、受験しても入学許可は得られません。

5 埼玉大学入試情報ホームページ(出願状況、合格状況)

【パソコン・スマホ】 <http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/>



入試情報
ホームページコード

6 入試情報の開示

埼玉大学では、令和5年度入試情報を次のとおり開示します。

(1) 開示対象者

本募集要項による入試を受験し、不合格になった者を対象とします。

(また、前・後期日程両方を受験し、前期日程は不合格、後期日程に合格した者は、開示対象者としません。)

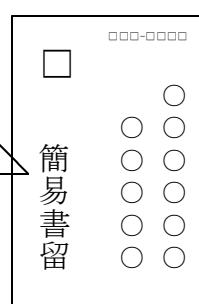
(2) 学力検査の成績等（請求に基づく）

①大学入学共通テスト成績（総合点、科目別得点）

②個別学力検査等の成績（総合点、科目別得点）

③順位

④合格者の最低点・平均点（募集単位毎に合格者が6名以上の場合、総合点を開示します。）



<返信用封筒例示>

開示請求方法

1 申請者：受験生本人に限ります。

2 請求方法：以下の(1)～(3)を同封した封筒を下記申請先まで郵送してください。※朱書

(1) 必要事項を記入した「埼玉大学入試情報開示申請書」

(以下のホームページからダウンロードしてください。)

http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/exam_info/disclosure/kaiji_shinsei.pdf

(2) 404円分の切手を貼付した返信用封筒

(長形3号封筒に「簡易書留」と朱書の上、返信先の住所・氏名を記載してください。)

※前・後期日程の2件申請する場合は返信用封筒は2つ必要です。

(3) 本学の受験票又は大学入学共通テストの受験票

(本人確認のため、正本に限る。コピー不可)

なお、同封された本学受験票等は、開示情報の通知とともに返却いたします。

3 申請期間：令和5年4月10日（月）～4月21日（金）【期間内必着のこと。】

4 申請先：〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255

埼玉大学入試課（「入試情報開示請求」と朱書してください。）

5 提供方法：令和5年5月下旬に郵送します。

7 個人情報の保護について

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人埼玉大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に基づいて取り扱います。

- (1) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報は、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格者発表、③入学手続業務、④学生宿舎の入居選考、⑤新型コロナウイルス感染症発生時等の業務を行うために利用します。
- (2) 入学者選抜に用いた出願書類及び試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (3) 上記(1)及び(2)の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下「受託業者」という。）において行なうことがあります。
については、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供します。
- (4) 国公立大学の分離分割方式による合格及び追加合格決定業務を円滑に行なうため、氏名、性別、生年月日、高等学校等コード、及び大学入学共通テスト及び本学選抜の受験番号に限って、合否及び入学手続き等に関する個人情報が、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達されます。
- (5) 出願に当たって知り得た個人情報及び入学者選抜に用いた試験成績は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除、奨学金申請等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用します。

2 埼玉大学の検定料免除について

学資負担者が、令和4年4月1日から出願時までに災害救助法が適用された地域（災害救助法適用地域）で被災した場合で、地方公共団体が発行する全壊・流失・半壊の罹災証明を得られた志願者の検定料を免除します。

検定料の免除を希望する志願者は、検定料を払わず、本学ホームページ（http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/exam_info/exemption/）上から検定料免除願をプリントアウトし、必要事項を記入のうえ、罹災証明書（写しでも可。）を添付して、原則として令和5年1月13日（金）（一般選抜以外の志願者は令和5年1月6日（金））までに、志望する学部の学部係へ提出してください。

本学で検定料免除願を受理し、検定料の免除を認めた場合、出願開始日の前日までにインターネット出願時に必要なパスワードを郵送にてお知らせします。

なお、申請期限後に申請を希望する志願者は、志望する学部の学部係へ相談してください。

また、出願時に罹災証明書を提出できない場合は、検定料を払い込んだうえ、検定料免除願のみを提出してください。後日、罹災証明書を提出した場合に検定料を還付します。

※ 災害救助法適用地域の詳細については、内閣府ホームページを確認してください。

3 入学前教育について

一部の募集単位において、入学前教育を実施する場合があります。

内容については、該当する募集単位の合格者又は入学手続者にお知らせします。

4 高等教育の修学支援新制度について

令和2年度から【国の高等教育の修学支援新制度】が始まりました。経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、日本学生支援機構が支給する給付型奨学金と大学が行う授業料減免により、意欲のある学生の「学び」を支えます。

制度に関するくわしい情報はこちらで確認できます。

「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。



文部科学省ホームページ
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

下記にもくわしい情報を掲載しています。



「奨学金の制度（給付型）」
日本学生支援機構 奨学金ホームページ
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

5 埼玉大学基金奨学金について

本学における、学業奨励資金としての給付型奨学金です。本学への寄附金を原資とするものです。この他、地方公共団体及び民間奨学団体からの奨学金も多数あり、学修環境をサポートしております。詳細は埼玉大学学生生活支援室「奨学支援」のWebページをご覧ください。

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/shougaku/



6 学生宿舎について

埼玉大学では、修学に適する良好な環境を提供し、自主的な生活を通じて、自立性を培うとともに、規律ある社会性を育む機会を与えることを目的として学生宿舎を設置しています。

学生宿舎の居室は、約4.5畳のワンルームタイプ（照明設備、空調設備、IH調理機、机、椅子およびベッドは常設）で、居室数は、男子用144室、女子用128室の合計272室ありますが、入居対象を学部の1年生と2年生に限っているため、例年約半数の居室数分を募集しています。

入居を希望される方は、令和4年11月頃に学生宿舎Webページで公表される『令和5年度埼玉大学学生宿舎募集要項』を確認のうえ、『インターネットの申請フォーム』により申請してください。

なお、インターネットの申請フォームによる申請が難しい場合には、埼玉大学学生支援課へお問い合わせください。（048-858-3944）

令和5年度学生宿舎入居申請出願期間

令和5年2月17日（金）～令和5年2月26日（日）

個別学力試験の合格発表後、速やかに入居の可否が通知できるよう、出願者を対象に募集及び選考を行い、最終的には合格者に対して入居選考結果の通知を行っています。

そのため出願期間を受験票ダウンロード可能日から前期日程試験日までの一週間程度としています。

必要書類については予め準備し、不備がないよう注意してください。

★ 埼玉大学学生宿舎Webページアドレス（URL）

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/seikatsu/syukusya/



※ 入居希望者が募集人員より多くなることが予想されます。入居が許可されない場合に備えて、他の住居（民間アパート等）についても考慮しておいてください。